

検査官」を「経済産業省の電気工作物検査官」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 原子力規制委員会の電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項の審査に関する事務に従事する。

第百四条の二第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第百四条の三中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第百六条第一項、第二項及び第五項、第百七条第一項、第六項及び第九項から第十一項まで並びに第七条の二中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第百七条の三及び第百七条の四を削る。

第百十二条第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は」を削り、「登録安全管理審査機関が行う場合を除く」を「経済産業大臣が行う場合に限る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者

二 第五十四条第一項の検査を受ける者

三 第五十条の二第三項の審査（登録安全管理審査機関が行う場合を除く。）を受けようとする者

四 第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査（機構が行う場合に限る。）を受けようとする者

第百十三条中「経済産業省令」の下に「若しくは主務省令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第百十三条の二 この法律（第六十五条第三項及び第五項を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲

げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会とする。

一 原子力発電工作物に関する事項 原子力規制委員会及び経済産業大臣

二 前号に掲げる事項以外の事項 経済産業大臣

2 第六十五条第三項及び第五項における主務大臣は、同条第一項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防

その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣とする。

3 この法律における主務省令は、第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第四十一条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第三項」を「第一百十二条の三第三項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第五十一条を削り、第五十条の二を第五十一条とする。

第五十二条第一項中「(第三項において「特定ボイラー等」という。)若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物(以下「格納容器等」という。)であつて溶接をするもの(同項において「特定格納容器等」という。)」及び「(同項において「輸入特定ボイラー等」という。)若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの(同項において「輸入特定格納容器等」という。)」を削り、同条第三項中「第五十条の二第七項」を「前条第七項」に改め、「原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等又は特定格納容器等若しくは輸

入特定格納容器等を設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては」を削り、同条第五項中「第十條の二第五項」を「前條第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同條第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

第五十四條第一項中「。次項において同じ」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

第五十五條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第四項中「第五十條の二第七項」を「第五十一條第七項」に改め、「、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては機構が」を削り、同條第六項中「第五十條の二第五項」を「第五十一條第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同條第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同條第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

第六十七條及び第六十八條中「第五十條の二第三項」を「第五十一條第三項」に改める。

第六十九條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号及び同條第二項中「第五十條の二第三項」

を「第五十一条第三項」に改める。

第七十条第一項及び第七十一条第一項中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第七十八条中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条第一号中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同条第五号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第八十条第一項中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第一百四条第二項及び第三項中「第五十一条第一項若しくは第三項」を削り、「第五十四条第一項」を「第五十四条」に、「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第一百四条の二及び第一百四条の三を削る。

第一百六条第一項及び第二項中「第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十条」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第一百七条第一項中「第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十条」に改め、「燃料体の加工をする者」及び「若しくは格納容器等」を削り、同条第三項中「若

しくは格納容器等」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第一百七条の二を削る。

第一百十二条第二項第一号中「又は第五十一条第一項若しくは第三項」を削り、同項第二号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同項第三号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「機構の行う第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査を受けようとする者の納めるものについては機構の」を削る。

第一百十二条の二第二号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係)

第一百十二条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施

設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。））に適合しているものとみなす。

2 原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画（同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件に適合しているものとみなす。

3 原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の規定による検査を受け、これに合格した発電用原子炉

施設である特定事業用電気工作物に対する第四十九条第二項の規定の適用については、当該特定事業用電気工作物が同項第二号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に適合しているものとみなす。

4 第五十一条、第五十二条、第五十四条及び第五十五条の規定は、原子炉等規制法及びこれに基づく命令の規定による検査を受けるべき原子力発電工作物については、適用しない。

第一百七十七条の二第一号中「又は第五十一条第一項若しくは第三項」を削り、同条第二号中「第五十条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は同条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第三号中「第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条第一項若しくは第五十五条第四項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は」を削る。

第一百十九条の二第四号中「第一百六条第七項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第五号中「第一百七十七条七項」を「第一百七条第六項」に改める。

第二百二十条第五号中「第五十条の二第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第八号中「第五十条

の二第三項」を「第五十一条第三項」に、「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同条第十二号中「第四項まで若しくは第六項」を「第五項まで」に改める。

第二百二十条の二を削る。

第二百二十一条第三号中「第二百二十条」を「前条」に改める。

第二百二十二条の三を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により原子力発電工作物(旧電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。)の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の認可がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設(第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。)の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可がされているものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により

原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の認可の申請がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可の申請がされたものとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る届出がされているものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第六項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

第四十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十八条第一項の規定により原

子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の十第一項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第三項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第三項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令があった場合は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十第四項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令があったものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長及び当該延長の理由の通知を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第四十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十九条第一項の検査に合格している特定事業用電気工作物（同項に規定する特定事業用電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである発電用原子炉施設は、第四号新規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格してい

るものとみなす。

第四十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第五十一条第一項の検査に合格している燃料体（同項に規定する燃料体をいう。第三項において同じ。）は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格しているものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第五十一条第二項第一号の規定によりされている認可は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第二項の規定によりされた認可とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第五十一条第三項の検査に合格している輸入した燃料体は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格しているものとみなす。

第四十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第一項の規定によりされた原子力発電工作物であつて溶接をするもの又は溶接をした原子力発電工作物であつて輸入したもの（以下この条において「溶接原子力発電工作物」という。）に係る旧溶接事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該旧溶接事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定によりされた当該溶接原

子力発電工作物である原子炉容器等（同項に規定する原子炉容器等をいう。以下この項において同じ。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したもの（以下この条において「溶接原子炉容器等」という。）に係る新溶接事業者検査（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該新溶接事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定による当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る通知とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第六項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十三第六項の規定によりされた当該溶接

原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る新溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な  
評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知とみなす。

第四十七条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第一項の規定によりされた  
特定電気工作物（同項に規定する特定電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるもの（以下こ  
の条において「特定原子力発電工作物」という。）に係る旧定期事業者検査（同項に規定する検査をいう。

以下この条において同じ。）並びに当該旧定期事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規  
定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第一項の規定によりされた当該特定原子力  
発電工作物である特定発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十六第一項に規定する特定発  
電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）に係る新定期事業者検査（同項に規定する検査をい  
う。以下この条において同じ。）並びに当該新定期事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第三項の規定によりされた特定原子  
力発電工作物に係る評価並びに当該評価の結果の記録及びその保存並びに当該評価の結果の報告について  
は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第三項の規定によりさ

れた当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る評価並びに当該評価の結果の記録及びその保存並びに当該評価の結果の報告とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第六項において準用する旧電気事業法第五十条の二第五項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定による当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第六項において準用する旧電気事業法第五十条の二第七項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る旧定期事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十三第六項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る新定期事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第四十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四百四号(四)中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四十九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「総合資源エネルギー調査会」を「産業構造審議会」に改める。

(地価税法の一部改正)

第五十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「(設置の許可)」の下に「第四十三条の三の五第一項(設置の許可)」を加える。

(環境基本法の一部改正)

第五十一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十六条第一項を除き、以下」を「第二十一条第一項第一号において」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十二条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「すべて」を「全て」に、「及び電源利用対策」を「電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第五十三条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「省令をいう。」の下に「ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。」を加える。

第十二条第一項中「各省をいう。」の下に「ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会とする。」を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第五十四条 原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

「第一章 総則(第一条―第六条)」を  
「第一章 総則(第一条―第六条)」

第一章の二 原子力災害対策指針(第六条の二)」

に、

「第二十七条」を「第二十七条―第二十七条の四」に、「第三十九条」を「第三十六条」に、「第四十条―第四十二条」を「第三十七条―第四十条」に改める。

第二条第三号中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第五号中「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国の責務)」を付し、同条第二項中「第十七条第六項第三号及び第二十條第三項」を「第十七条第七項第三号」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、

これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被

害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

第一章の次に次の一章を加える。

## 第二章の二 原子力災害対策指針

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

3 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七条第一項中「主務省令」を「内閣府令・原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「」及び「を」並びに」に改め、「包括する」の下に「都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する」を加え、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第八条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事に」を「関係周辺都道府県知事に」に改め、「において」の下に「、原子力規制委員会は内閣総理大臣に」を加え、「関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に」を「関係周辺都道府県知事は関係周辺市町村長に、」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第九条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同項に後段として次のように加える。



則」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に、「及び関係隣接都道府県知事」を「並びに関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条第七項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十二条の見出しを「（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「の拠点」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点」を加え、「主務省令」を「内閣府令」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、「あらかじめ」の下に「原子力規制委員会」を加え、同条第四項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「主務省令」を「内閣府令」に改め、「定めるもの」の下に「及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるもの」を加え、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「緊急事態応急対策拠点

施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同条に次の一項を加える。

6 内閣総理大臣は、第一項及び第四項の内閣府令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第十三条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「主務省令」を「内閣府令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若しくは改廃又は計画の作成をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(防災訓練の実施の結果の報告)

第十三条の二 原子力事業者は、第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の規定により行つた防災訓練（同項に規定する災害予防責任者と共同して行つたものを除く。次項において同じ。）につき、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その実施の結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。この場合において、原子

力規制委員会は、内閣総理大臣に当該報告に係る書類の写しを送付するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないとき、内閣総理大臣の意見を聴いて、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第一号中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条第四項中「原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、「行う旨」の下に「及び次に掲げる事項」を加え、同項に次の各号を加える。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

第十六条第一項中「緊急事態応急対策」の下に「及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）」を加える。

第十七条第四項中「主務大臣」を「内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（事業所外運

搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長及び国土交通大臣」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「原子力災害対策本部に、」の下に「原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては」を、「同じ。」の下に「において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては」原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「國務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者」を「全ての國務大臣」に改め、同項第三号中「副大臣」を「原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 原子力災害対策副本部長は、前項に掲げる者のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するた

め特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣及び国土交通大臣）以外の國務大臣又は環境副大臣若しくは関係府省の副大臣の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることができる。

第十八条第一号中「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加え、同条第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。

第十九条第一項中「緊急事態応急対策」を「緊急事態応急対策等」に改める。

第二十条第一項中「緊急事態応急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、

同条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定によるもののほか、」を削り、「緊急事態応急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、「における緊急事態応急対策」を「における緊急事態応急対策等」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。

第二十条第五項中「原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、同条第六項中「原子力災害対策本部長は」の下に「原子力災害事後対策の実施状況に応じ」を加え、「の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求める」を「に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更する」に改め、同条第八項中「第一項、第三項及び第六項」を「第一項及び第二項」に、「第三項」を「(同項)」に改める。

第二十一条中「原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時に」を「その設置期間が満了した時に」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、前項の規定により設置された災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

第二十三条第四項中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「原子力緊急事態応急対策」の下に「又は原子力災害事後対策」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部及び前条第二項の規定により存続する災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

第二十五条第二項中「主務大臣、」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会、」に、「及び関係隣接都道府県知事（」を「並びに関係周辺都道府県知事（」に、「主務大臣並びに」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに」に、「関係隣接都道府県知事は」を「関係周辺都道府県知事は」に改める。

第二十六条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加える。

第二十七条第一項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域（第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。）」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」を「原子力災害事後対策実施区域」に改め、同条第二項及び第三項中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、第五章中同条の次に次の三条を加える。

（市町村長の避難の指示等）

第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その

他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（警察官等の避難の指示）

第二十七条の三 前条第一項の場合において、市町村長による避難のための立退き又は屋内への退避の指

示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。同条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の四 第二十七条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災害事後対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、

又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員による同項に規定する措置を待つかとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第二十八条第一項の表第二十一条の項を次のように改める。

第二十一条	並びにその他の関係者	、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）並びにその他の関係者
-------	------------	---

第二十八条第一項の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十六条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策
----------	--------	-----------------

<p>第三十八条</p>	<p>防災基本計画</p>	<p>指針（原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ。）</p>
<p>第三十九条第一項及び第四十条第一項</p>	<p>防災基本計画</p>	<p>指針 防災基本計画及び原子力災害対策指針</p>

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項を次のように改める。

<p>第四十条第二項第二号</p>	<p>災害予防 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達</p>	<p>原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達</p>
-------------------	-------------------------------------	---

第四十一条		消防、水防、救難 災害応急対策並びに災害復旧	救難 緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
第四十二条第一項		防災基本計画	針 防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条第二項第二号		災害予防 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 消火、水防、救難 災害応急対策並びに災害復旧	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達 救難 緊急事態応急対策並びに原子力災害

		害事後対策
--	--	-------

第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える。

第四十三条第一項及び第四十四条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策 指針
--------------------	--------	-----------------------

第二十八条第一項の表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項を次のように改める。

第四十六条第二項	災害予防 防災計画	原子力災害予防対策 防災計画若しくは原子力災害対策 指針
第四十七条第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策 指針
	災害を予測し、予報し、又は災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十七条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策
----------	------	-----------------

第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。

		指針
第四十九条	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
第五十一条	災害応急対策又は災害復旧 防災計画	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策 防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害に	原子力災害に

第二十八条第一項の表第五十五条及び第五十六条の項を次のように改める。

第五十五条	法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警察の通知を受けたとき	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定による指示を受けたときは、
-------	---	--

<p>第五十六条</p>			
<p>予想される災害</p>	<p>予報若しくは警報</p>	<p>たとき 予報若しくは警報 は警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき</p>	<p>又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は 予想される災害の事態及びこれに 対してとるべき措置</p>
<p>蓋然性を含む。） 原子力災害（原子力災害が生ずる</p>	<p>指示</p>	<p>の規定による指示を受けたとき</p>	<p>当該指示に係る措置</p>
		<p>原子力災害対策特別措置法第十五 条第三項若しくは第二十条第二項</p>	

第二十八条第一項の表第七十八条第一項の項を次のように改める。

第七十八条第一項	
災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第五十条第一項第四号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項第四号から第八号まで
防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画

第二十八条第一項の表第九十五条の項を次のように改める。

第九十五条	
第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示

第二十八条第二項の表第二十三條第四項の項及び第二十三條第六項の項を削る。

第二十八条第二項の表第六十二條第一項の項及び第六十二條第二項の項を次のように改める。

第六十二條第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき  地域防災計画	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第六十二條第二項	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害  災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）  原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において